

原油価格等のエネルギー価格高騰による影響を受ける中小事業者の事業継続を支援します！

第2期 高砂市中小事業者エネルギー 価格高騰対策支援給付補助金

高砂市では、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内中小事業者に対し、事業継続を支援するため予算の範囲内で補助金を給付します。

補助対象者

- 1 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で令和4年8月1日以前に開業し、給付補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。
- 2 令和5年1月から同年6月のうち任意の1月の給付補助金の交付の対象となる補助対象経費※(市内の事業所において事業用として使用した経費のみ)の合計額が5万円以上(消費税及び地方消費税相当額は含まない。)であること。
※補助対象経費＝重油、ガソリン、軽油、灯油、電気、都市ガス、プロパンガス等。
- 3 兵庫県が実施する医療機関等における物価高騰対策一時支援金の支給対象に該当しないこと。
- 4 兵庫県が実施する社会福祉施設における光熱費等高騰対策一時支援金の支給対象に該当しないこと。

申請期間

令和5年8月1日(火)から9月30日(土)まで(当日消印有効)
※先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了します。申請者多数の場合、抽選を行うことがあります。

申請方法

○申請手続きは、原則、郵送とします。
※予約制で担当窓口での申請手続きも可とします。お電話(下記)でご予約ください。
高砂市役所 産業振興課担当窓口係(079-443-9030)
受付時間 平日8:30~17:15

補助金の額

- 1 補助対象者(1事業者)につき、
- ・補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の中小事業者・・・5万円
 - ・ // 10万円以上20万円未満の中小事業者・・・10万円
 - ・ // 20万円以上の中小事業者・・・20万円

交付申請に必要な提出書類

- ・補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・その他添付書類
(光熱費及び燃料費が確認できる書類、誓約書及び同意書、確定申告書類の写し、本人確認書類の写し、振込先金融機関を確認する書類)

中小事業者やその他の同等の者とは

中小企業基本法(第2条第1号及び第5項)に規定する中小企業者(及び小規模企業者)をいいます。なお、公共法人(法人税法第2条別表第1参照)を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO法人等の各種公益法人を含みます。

★ 問合せ・申請先(郵送先) ★

- ◆〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ◆高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課(商工労働係:窓口)
- ◆電話/079-443-9030(直)
受付時間 8時30分~17時15分まで(土・日・祝日除く)
- ◆E-mail/tact2930@city.takasago.lg.jp
- ◆申請書類は、[市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。ホームページはこちら👉

